

事務取扱要領施行に伴う取扱変更点

(代理受領の届出) 第2、3条関係

	従来に対応	要領上の規定
代理受領の届出	国保連合会への届出	広域連合への届出も義務付け、内容の虚偽の有無点検

(支給申請) 第4～6条関係

	従来に対応	要領上の規定
支給申請書様式	HP上には国保連合会と共用の様式を掲載	記入上の注意を細かく定めた独自様式を作成
被保険者の署名	被保険者の自署を要請	被保険者の自署を義務付け、正当な理由のない代筆等は返戻
広域連合から被保険者への支給申請内容確認	疑義事案のみ確認	初療の被保険者へ、支給申請内容を確認
往療内容の明示	疑義事案毎に往療先住所及び施設名称始め、往療料の算定根拠の明記を要請	往療先住所及び施設名称始め、往療料の算定根拠の明確化を義務付け
施術録の整備及び保存	愛知県鍼灸マッサージ師会のみ国の義務付け有	すべての支給申請に対し義務付け

(支給申請内容の調査等) 第7、8条関係

	従来に対応	要領上の規定
被保険者及び代理受領者等への調査	疑義事案毎に要請	新たに明文化し、代理受領者等へ対応義務付け
関係機関への協力要請	疑義事案毎に県鍼灸マッサージ師会及び愛知県へ相談	県鍼灸マッサージ師会、愛知県及び同意医師への調査協力要請

(代理受領者等への改善要請及び行政処分) 第9～12条関係

【過失の場合】

	従来に対応	要領上の規定
改善誓約書提出	実例なし	代理受領者等へ新たに義務付け
自主点検及び返還申出	疑義事案毎に要請	過去1年間の支給申請分を対象に、新たに明文化し、代理受領者等へ義務付け

【故意又は重過失の場合】

	従来に対応	要領上の規定
代理受領の取扱い中止	実例なし	5年間中止し、関係機関への通知する旨も規定
返還金請求	疑義事案毎に要請	新たに明文化し、代理受領者等へ義務付け